

通達甲（防．防．営）第2号
平成5年7月15日

存	続	期	間
---	---	---	---

各 所 属 長 殿

防 犯 部 長
地 域 部 長

機械警備業者からの即時通報について

〔沿革〕平成7年 1月 通達甲（副監．総．企．組）第2号
17年12月 同（生．総．営1）第10号
令和元年 6月 同（副監．総．文．審）第25号改正

このたび、機械警備業者からの即時通報について、平成5年7月15日から、次により実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

記

第1 趣旨

機械警備業者は、基地局において異常発報を受信した場合は、速やかに、対象施設における事実の確認その他の必要な措置を講じることが義務付けられているが、犯罪のスピード化及び広域化に対応するため、当該措置のほか、警察に対する即時通報を行わせることとし、もって、対象施設に係る事犯の早期解決を図ろうとするものである。

第2 用語の意義

この通達における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 異常発報 盗難等の事故の発生に関する情報をいう。
- 2 対象施設 送信機器を設置する警備業務対象施設をいう。
- 3 即時通報 機械警備業者が異常発報を受信した場合における、警備員による事実確認その他の必要な措置を行う前の警察への通報をいう。
- 4 誤報 異常発報のうち、明らかに機器の誤作動、窓等の閉め忘れ、地震、台風等に起因するもので、警察の緊急初動措置を要しないものをいう。

第3 基準に基づく即時通報

生活安全総務課長は、次に掲げる基準のいずれかに該当する場合は、機械

警備業者に対し、即時通報を行わせるものとする。ただし、誤報と認められるときを除く。

- 1 基地局において異常発報を受信した場合において、警備員が対象施設に到着する前に、当該対象施設からの異常発生の連絡により、異常の事実を確認したとき。
- 2 複数のセンサーを設置する無人の対象施設から、前後して複数の異常発報（同一敷地内での複数の異常発報を含む。）を受信したとき。
- 3 押しボタン式発信機器を設置する有人の対象施設から異常発報を受信した場合で、基地局から当該対象施設に対し事実確認の電話連絡等を行ったが応答がないなど、当該対象施設の種別、受信の時間等から合理的に判断して、当該異常発報が、盗難等の事故の発生に伴うものである可能性が高いと認められたとき。

第4 特定の地域等に係る即時通報の依頼

- 1 生活安全総務課長は、前第3の基準にかかわらず、特定の地域又は施設を対象とした同一手口の重要侵入盗犯が多発している場合、施設警備上特別の警備を要する場合等において、機械警備業者に対し、対象とする地域及び施設の種別又は対象とする施設を指定し、6か月間を限度として即時通報を依頼することができる。

2 即時通報の依頼等の手続

(1) 即時通報の依頼上申

事件等を主管する本部の課長（以下「主管課長」という。）は、特定の施設又は地域を対象とした同一手口の重要侵入盗犯の発生状況等から、犯罪の防止及び早期解決を図るため、都内の機械警備業者に対して前1により即時通報を依頼する必要があると認めた場合は、関係警察署長、関係方面本部長、生活安全総務課長及び通信指令本部長と協議の上、別記様式第1の「機械警備業者に対する即時通報の依頼について」により、生活安全全部長（生活安全総務課防犯営業第一係経由）に上申するものとする。

(2) 即時通報の依頼内容の変更又は依頼の解除上申

主管課長は、前(1)の上申に係る即時通報について、次のいずれかに該当する場合は、別記様式第2の「即時通報依頼内容の変更・依頼の解除について」により、速やかに生活安全全部長（生活安全総務課防犯営業第一係経由）に上申するものとする。

ア 期間を延長する必要があると認めたとき。

イ 対象地域及び対象施設の種別又は対象施設を変更する必要があると認められたとき。

ウ 被疑者の検挙その他の理由により当該依頼を継続する必要がなくなったとき。

(3) 機械警備業者に対する通知

生活安全総務課長は、前(1)又は(2)の上申に基づき、即時通報の依頼、依頼内容の変更又は依頼の解除について、生活安全部長の決定を受けた場合は、機械警備業者に通知するものとする。

(4) 主管課長、警察署長等に対する通知

生活安全総務課長は、前(3)により通知したときは、別記様式第3の「機械警備業者に対する即時通報の依頼について」又は別記様式第4の「即時通報依頼内容の変更・依頼の解除について」により、主管課長、関係警察署長、関係方面本部長及び通信指令本部長に通知するものとする。

第5 即時通報の方法

- 1 即時通報は、原則として異常発報を受理した都内の基地局から、直接110番により行わせるものとする。
- 2 都内の対象施設に係る異常発報を東京都以外の地域に所在する基地局で受信した場合の即時通報の方法は、生活安全総務課長が関係警察署長及び通信指令本部長と協議して定めるものとする。

第6 110番による即時通報の転送

- 1 多摩地区内の対象施設に係る異常発報を特別区に所在する基地局で受信する機械警備業者からの110番による即時通報は、通信指令本部において受理し、通信指令本部立川分室（以下「立川分室」という。）に転送するものとする。
- 2 特別区内の対象施設に係る異常発報を多摩地区に所在する基地局で受信する機械警備業者からの110番による即時通報は、立川分室において受理し、通信指令本部に転送するものとする。

第7 機械警備業者に対する指導

関係所属長は、即時通報の効果的かつ適切な運用を図るため、次により機械警備業務者に対する指導を行うものとする。

1 適正な即時通報

生活安全総務課長、通信指令本部長及び警察署長は、基準に基づく即時通報及び依頼に基づく即時通報が適正に行われるよう、講習会、110番通報、各種届出等のあらゆる機会をとらえて指導すること。

2 即時通報の明示

生活安全総務課長、通信指令本部長及び警察署長は、機械警備業者が即時通報を行う場合は、通常の110番通報と区別するため、即時通報である旨を明らかにするよう指導すること。

3 誤報の多発等に対する措置

- (1) 通信指令本部長は、即時通報時の通報件数、誤報件数、誤報の原因等を記録しておくこと。
- (2) 生活安全総務課長は、通信指令本部長と連携を密にして即時通報件数、誤報件数、誤報の原因等について把握し、同一対象施設に関して、おおむね1か月に3回以上の誤報があった場合又は特定の機械警備業者に係る誤報率が著しく高い場合は、誤報の防止について必要な指導を行うこと。

4 即応体制の整備

機械警備業者は、即時通報を行った場合であっても、警備業法（昭和47年法律第117号）第43条に基づく警備員による事実の確認その他の必要な措置が免除又は軽減されるものではないので、生活安全総務課長及び警察署長は、即時通報の後、機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則（昭和58年1月14日東京都公安委員会規則第1号）に規定する基準時間内に警備員が対象施設に到着しない場合は、即応体制の整備について必要な指導を行うこと。

第8 報告

警察署長は、即時通報について、次の事項を把握した場合は、別記様式第5の「即時通報に係る特異事例等の報告について」により、生活安全部長（生活安全総務課防犯営業第一係経由）に報告するものとする。ただし、報告事項が、警備業取扱要綱（昭和63年10月24日通達甲（防. 防. 営）第5号。以下「要綱」という。）第9の2に規定する警備業者及び警備員に関する犯罪、協力事案等に係る報告に該当するときは、要綱の定めるところによること。

- 1 特異な取扱い
- 2 警備員による事実の確認その他の必要な措置の著しい遅延等

機械警備業者に対する即時通報の依頼について	（別記様式第1）
即時通報依頼内容の変更・依頼解除について	（別記様式第2）
機械警備業者に対する即時通報の依頼について	（別記様式第3）
即時通報依頼内容の変更・依頼の解除について	（別記様式第4）
即時通報に係る特異事例等の報告について	（別記様式第5）